

京都市上下水道局告示第57号

公印の用途を次のように変更します。

平成21年3月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

名 称	項目	旧	新
東山営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	東山営業所所掌に属する給水装置工事の承認等に係る事務	東山営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車に許可に係る事務
山科営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	山科営業所所掌に属する給水装置工事の承認等に係る事務	山科営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車に許可に係る事務
北営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	北営業所所掌に属する給水装置工事の承認等に係る事務	北営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車に許可に係る事務

名 称	項目	旧	新
丸太町営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	丸太町営業所所掌に属する給水装置工事の承認等に係る事務	丸太町営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
右京営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	右京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等に係る事務	右京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
西京営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	西京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等に係る事務	西京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
左京営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	左京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等に係る事務	左京営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
九条営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	九条営業所所掌に属する給水装置工事の承認等に係る事務	九条営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務

名 称	項目	旧	新
伏見営業所給水装置工事等専用管理者公印	用途	伏見営業所所掌に属する給水装置工事の承認等に係る事務	伏見営業所所掌に属する給水装置工事の承認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
きた管路管理センター排水設備工事等専用管理者公印	用途	きた管路管理センター所掌に属する排水設備工事の確認等に係る事務	きた管路管理センター所掌に属する排水設備工事の確認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務
みなみ管路管理センター排水設備工事等専用管理者公印	用途	みなみ管路管理センター所掌に属する排水設備工事の確認等に係る事務	みなみ管路管理センター所掌に属する排水設備工事の確認等及び所属職員の交通用具の駐車の許可に係る事務

(上下水道局総務部総務課)